

6 国際交流

6.1 平成15年度の全学的目標

本学は開学以来、「国際性」を建学の理念に掲げ、国際的に開かれた大学として評価を得ており、さらなる国際交流の推進を図るため、平成15年度は次の項目を全学的目標に挙げ、その実現に努めた。

- 1 国際交流委員会を中心として、留学生センター、教育開発国際協力研究センター、国際交流課及び留学生課等の関係組織の連携を強化することにより、本学の国際交流全般にわたる全学的な推進体制を整備する。
- 2 教育開発国際協力研究センターを中心として、途上国への専門家派遣、受入研修等を行なうことにより国際教育協力事業を推進する。
- 3 東アジア研究型大学協会（AEARU）の一員として、その事業に積極的に参画するとともに、本学においてもワークショップを開催する。
- 4 トップマネジメントによる海外の大学への訪問などを積極的に行うことにより、国際交流協定の開拓・量的拡大・質的充実に努めるとともに、必要に応じて交流内容の見直しを進める。
- 5 国際共同研究や共同教育プログラムの実施、相互訪問、国際会議の開催・論文発表等を促進し、学術研究・教育における国際交流を一層推進する。
- 6 国際交流計画事業費、日本学術振興会各種制度等を積極的に活用し、外国人研究員・研究者の受入れを促進するとともに、外国人教師等宿泊施設の整備等により受入れ体制を充実させる。
- 7 外国人留学生の受入れを促進するため、各教育組織における受入れ体制や外国人留学生後援会等による各種支援体制を充実させる。また、本学学生の海外留学を促進するため、海外留学説明会や各種相談体制を整備する。さらに、短期交換留学を一層推進する。
- 8 国際交流を推進するための各種助成事業を活用して資金の導入を図る。
- 9 「日本留学フェア」等の説明会への参加、英文ホームページの充実等により、本学の教育・研究情報を世界に向けて積極的に発信する。

6.2 全学的目標の実施状況

1 国際交流の推進

外国人研究者（外国人教員・教師・研究員など、本学の教育・研究に携わるため来学した外国人）の受入れは570名、本学教職員の海外派遣は1,319名で、前年度と比較して、受入れは82名の増加、海外派遣は69名の減少となった。受け入れた外国人研究者を地域別に見ると、北米・欧州101名（18%）、アジア306名（54%）等であり、一方、教職員の派遣先は、北米・欧州756名（57%）、アジア381名（29%）等であった。なお、ここでいう外国人研究者には、国際交流課を通さず直接本学研究者を訪問した者を統計に加えていないため、これらを含めた海外からの研究者の数は相当数に上ると考えられる。

国際交流協定については、9機関との協定を更新したほか、3機関との協定を改定した。また、新たに、瀋陽農業大学（中国）、吉林農業大学（同）、漢陽大学校（韓国）、ベトナム国立大学（ベトナム）、アジア工科大学院（タイ）、ラシャヒ大学（バングラデシュ）、クイーンズランド大学（オーストラリア）、エルフルト大学（ドイツ）、リュブリャナ大学数学物理学部物理学教室（スロベニア）、サレルノ大学（イタリア）の10機関との間で交流協定を締結した。さらに、同一機関と複数の協定を締結しているものや交流実績のないものなど5機関との協定を整理した。これらにより、交流協定数は、合計28か国101機関（大学間協定18、部局間協定83）となった。また、授業料等を相互不徴収とする交流協定を70大学に拡大した。

交流協定に基づく研究者・学生の受入れは229名（うち学生131名）、派遣は190名（うち学生114名）であり、前年度と比較して、受入れは41名増加したが、派遣は5名減少した。

本学は、国際学界におけるリーダーシップを高揚するとともに、学術情報発信機能を高めるために、積極的に国際会議の開催を支援しており、平成15年度は、8件の国際会議を主催した。特に、10月には東アジア研究型大学協会（AEARU）のウェブ・テクノロジーとコンピュータ科学との合同ワークショップを本学で開催した。学内各組織では独自に多数の国際セミナー等が開催された。

学術研究交流については、日本学術振興会の拠点大学方式交流事業による日本と中国との間のバイオシステム分野での共同研究が7年目を迎え、着実に成果を挙げた。

外国人の視察・来訪者は、中国西北農林科技大学長を始め34件194名を受け入れた。学長・副学長及び関係者との懇談並びに施設の説明等により、本学の教育研究活動を紹介した。

学長が本学とチュニジアとの交流推進に向けた協議のために同国を訪問したほか、研究担当副学長が国際交流協定の締結に向けた協議等のために、ハーバード大学、ペンシルバニア大学、ピッツバーグ大学及びマサチューセッツ大学アマースト校等の米国有力大学を訪問した。

教育開発国際協力研究センターでは、文部科学省の拠点システム事業等との緊密な連携を図りながら、年12回、延べ12名の教員が国際教育協力を目的とした海外調査等を実施し、開発途上国等から4名の外国人研究員及び4名の研修生の受入れを行うなど、国際教育開発・協力分野における研究・事業活動を推進した。

2 国際交流の制度及び支援体制

外国人研究者の受入れ、教職員の海外渡航などを実施する制度として、本学には国際交流計画事業費及び国際交流に係る4基金（筑波大学国際交流基金、天禄学術研究基金、朝永基金及び栗原基金）があり、これによる受入れは1名、派遣は14名であった。

科学研究費補助金をはじめ、文部科学省、日本学術振興会、国際協力機構や民間助成団体等の学外の助成制度の活用による実績は着実に増加し、これら以外の委任経理金、産学連携等研究費、私費などによる研究者の受入れ、海外派遣は、本学の国際交流において大きな割合を占めた。

外国人教師及び外国人研究員等のための宿泊施設として、外国人教師等宿泊施設61戸（夫婦用6戸、家族用27戸、単身用28戸）を整備しており、これらの利用率は極めて高く、常時満室状態が続いた。

外国人留学生のための宿舎については、328戸（単身用268戸、世帯用60戸）を整備しており、入居に当たっては、日本人学生との混住方式を採った。

また、居室総数3,667戸の一般学生宿舎においても日本人学生と外国人留学生との混住方式を採った。これらにより、外国人留学生の約60%が留学生宿舎及び学生宿舎に入居した。

国際交流関係情報として、筑波大学概要の英語版、外国人留学生のための筑波大学入学案内、「Junior Year at Tsukuba Program」等を発行した。さらに、筑波大学のホームページ内に、国際交流助成情報、国際交流協定締結一覧、英語による短期留学“Junior Year at Tsukuba Program (JTP)”についての案内、本学入試等に関するQ & Aコーナーなど、国際交流に関する情報の提供に努めた。

3 学生交流

外国人留学生の受入れは、平成16年3月1日現在1,240名で、前年度より117名増加した。このうちアジアからの留学生が1,014名（82%）を占め、北米・欧州からの留学生は88名（7%）に留まった。これらの数値には、(財)日本国際教育協会が実施した短期留学推進制度による受入れ留学生58名が含まれている。

本学学生の海外派遣は173名で、前年度より11名増加した。派遣先は、受入れとは逆に、アジアへの派遣が34名（20%）に留まっているのに対し、北米・欧州への派遣は93名（54%）を占めた。

(財)日本国際教育協会が実施している「日本留学フェア」には平成元年度から連続して参加しており、平成15年度は、ベトナム、タイ、マレーシアの本学への留学希望者に対し、本学の教育・研究上の特色、入試方法、施設等について積極的に情報を提供した。

また、新たな受入れ・派遣の制度として、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）日本国内委員会とU.S.UMAPとの間で締結された学部学生の交流協定に参加した。これにより、同協定に基づく受入れと派遣が平成16年度秋以降から可能となった。

教職員、名誉教授、支援団体等に対して、任意団体「外国人留学生後援会」の会員募集を行い、会員の一層の拡大に努めた。その結果、530個人・団体の会員から、合計2,008,000円の会費が寄せられ、各種支援事業の運営資金の充実を図ることができた。

6.3 国際交流委員会等の活動

1 国際交流委員会

学長を委員長とする国際交流委員会を2回開催し、国際交流に関する年次計画や国際交流協定の締結等について審議した。

2 国際交流協定専門委員会

研究担当副学長（国際交流委員会副委員長）を委員長とする国際交流協定専門委員会を3回開催し、国際交流協定に関する基本方針に従い、協定の新規締結・更新等について審査した。審査に当たっては、国際交流締結基準（相手機関の教育又は研究レベルが国際的・国内的に高い評価を得ていること、更新前締結期間内に交流の実績があること等）を厳格に適用し、交流協定の質的充実に努めた。

3 ワーキング・グループ大学評価作業部会

研究担当副学長（国際交流委員会副委員長）を座長とするワーキング・グループ大学評価作業部会を3回開催し、大学評価・学位授与機構による平成14年度に着手する大学評価事業に係る全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」に関して「自己評価書」を取りまとめ、ヒアリングを受けるなど、同機構の行う大学評価事業に対する各種業務に対応した。その結果、同機構から、「実施体制」は「おおむね貢献している」、「活動の内容及び方法」は「相応に貢献している」、「活動の成果・効果」は「おおむね挙がっている」と評価された。

6.4 自己評価と課題

1 研究者交流

教職員の派遣は、平成15年度にアジアを中心として発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザの影響等で減少したが、外国人研究者等の受入れは増加に転じた。交流協定締結機関数が着実に増加していることから、今後、これら協定を基盤とした交流の一層の促進を図ることにより、全体の交流数の増加が期待される。

2 施設

外国人教師等の夫婦用、家族用の宿泊施設が、築後20年以上を経過したことによる老朽化への対応が必要となった。また外国人留学生の増加に伴い、世帯用を含む留学生宿舎の確保が急務である。

本学の国際交流を今後一層推進する上で、これら宿泊施設の整備は必要不可欠であり、毎年度計画的に修繕を行っている。平成15年度は、科学研究費補助金及び受託研究等により措置される「間接経費」の配分趣旨に従って、同経費の積極的な活用により老朽化の著しい外国人教師等宿泊施設の給湯器の更新、内装改修等を行った。抜本的な宿泊施設の整備については、今後におけるこれらの利用の状況、家族用宿泊施設に対する需要、筑波研究学園都市内における外国人研究者宿泊施設等の整備状況を踏まえ、対応していく必要がある。また、所要の施設・設備の整備に向け、従前にも増して関係方面に理解を求めていく必要がある。

3 資金

文部科学省、日本学術振興会や民間助成団体等の学外助成制度の活用による国際交流の実績は着実に成果を挙げているが、引き続き各種助成制度の一層の活用による学外資金の導入を図る必要がある。また、本学の国際交流基金等各基金は、基金設立後相当の年数を経ていることから枯渇寸前であり、新たな基金の創設が望まれる。

4 学生交流

留学生の受入れ数は、全国主要大学の中でも高いレベルにあるが、中には入学後勉学に専念しない外国人研究

生も若干ながら見受けられたため、外国人研究生の選抜はこれまで以上に慎重に行う必要がある。短期学生交流については、我が国の施策としての「短期留学推進制度」の活用、「筑波大学短期留学国際プログラム」の実施及び諸外国の大学との学生交流における授業料等相互不徴収を含む協定の締結を踏まえ、学生の相互交流をこれまで以上に活発化させることが望まれる。

本学派遣学生は、(財)日本国際教育協会及び民間奨学財団等の奨学金に採択される者が、年間10名前後であり、ほとんどの学生が私費による留学を余儀なくされている。経済的に恵まれない優秀な学生のためにも、本学独自の奨学金の創設が望まれる。

留学生の受入れに当たって、アジア太平洋諸国を重視する姿勢は維持されるべきであろうが、本学では研究者・学生ともに派遣先の5割以上が欧米諸国であることから、受入れ数と派遣数の均衡を図るために、短期留学推進制度等を活用して、欧米諸国の諸大学等との学生交流を促進する必要がある。

5 国際交流協定

平成15年度も、新規協定の締結及び協定の更新によって協定締結機関数は着実に増加している。大学の国際化、知的国際貢献など活発な国際交流を目指す上で、国際交流協定がもたらす効果は極めて大きく、今後も本学が交流・協力するに相応しい海外の大学等との交流協定の締結を推進していくことが重要である。その際、次の点に留意する必要がある。

- 1 学生交流協定に授業料等相互不徴収条項を含めることが、本学よりも授業料の高い欧米の大学との間の協定締結の障害になることがある。
- 2 研究者の交流において、国際交流協定の必要性や利点を明確にする必要がある。
- 3 スクール制を採る大学との間の協定は、本学の対応する部局との間の部局間協定から始めるのが現実的であり、その後交流組織や分野が複数の部局に拡大するのを待って、全学的な大学間交流協定に進めるのがよい。

また、引き続き、国際化に対応できる研究・教育環境、キャンパス・アメニティの整備に努めるとともに、協定締結校の開拓や協定に基づく人的交流等を円滑にするための資金の準備、協定校との交流を推進する教員等担当者へのバックアップ体制の確立、コンソーシアム型の交流協定への対応など緊要な課題に取り組む必要がある。

6 総括

平成15年度の国際交流において、次の事項が特筆される。

- 1 国際交流協定に関する基本方針及び締結基準のより厳格な運用、平成14年度末に簡素化・迅速化した審議手続きの実践、及びトップマネジメントによる海外の大学訪問などを行い、国際交流協定の一層の開拓・量的拡大・質的充実に努めた。
- 2 創設2年目を迎えた教育開発国際協力研究センターを中心として、文部科学省等との連携を図りながら、開発途上国への教育協力のための専門家の派遣及び研修員の受入れ等を積極的に推進した。
- 3 東アジア研究型大学協会(AEARU)関連事業の一環としてワークショップを主催した。
- 4 大学評価・学位授与機構による「国際的な連携及び交流活動」に係る大学評価に関し、国際交流委員会を中心として「自己評価書」を取りまとめ、大学評価・学位授与機構から「おおむね貢献している」と評価された。
- 5 「間接経費」により老朽化の著しい外国人教師等宿泊施設に係る施設・設備の大幅な整備・改修を図った。
- 6 アジア太平洋大学交流機構(UMAP)日本国内委員会とU.S.UMAPとの間で締結された学部学生の交流協定へ参加した。

本学の国際交流は、世界各国の大学・研究機関との国際交流協定に基づく研究者及び学生の相互交流、国際会議の開催や国際共同研究の推進、開発途上国の教育研究活動への国際協力等から成る。国立大学の法人化後も、国際交流を本学の教育研究推進の大きな柱として、これらの活動を一層発展させるべきである。その戦略的展開のためには、学長及び国際交流を担当する副学長のリーダーシップの下に、全学的な実施体制や資金計画の整備を図っていくことが重要である。